

事前審査照会先一覧

照会先官署等		市街化区域			市街化調整区域				備考	
		住宅系 分譲宅地等	商業施設・ 飲食店舗等	その他	住宅系 戸建住宅	住宅系 分譲宅地等	商業施設・ 飲食店舗等	その他		
国	滋賀国道事務所	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	※国道隣接地の場合	
県庁	企業誘致推進室			◎※				◎※	※工場の場合	
県警	近江八幡警察署	○	○	○		○	○	○		
東近江合同庁舎	東近江土木事務所管理調整課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	東近江環境事務所	◎※	◎	◎		◎	◎	◎	※自己用一戸建て以外の場合	
	中部森林整備事務所	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	※保安林を含む場合	
	東近江農業農村振興事務所田園振興課				○※	○※	○※	○※	※登記地目が農地の場合	
	東近江保健所(総務調整担当)		○	○	○※		○	○	※兼用住宅の場合	
近江八幡市	管理調整課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	農村整備課	○	○	○	○	○	○	○		
	農業振興課	○	○	○	○	○	○	○		
	農業委員会事務局	○	○	○	○	○	○	○		
	企画課	◎※	◎※	◎※		◎※	◎※	◎※	※大規模開発(0.5ha以上)の場合	
	まちづくり協働課	○	○	○	○	○	○	○		
	上下水道課	上水道G	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		下水道G	○	○	○	○	○	○	○	
	環境課	○	○	○	○	○	○	○		
	文化観光課	○	○	○	○	○	○	○		
	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○		
	人権・市民生活課	○	○	○	○	○	○	○		
	交通政策課	○	○	○	○	○	○	○		
	商工労政課		○	○※			○	○※	※工場、レジャー施設等の場合	
	建築課	建築指導・空家対策G	○	○	○	○	○	○		
	公園課		○※	○※	○※		○※		※分譲(0.3ha以上)の場合	
	教育総務課	庶務G	○				○			
幼児課	管理運営G	○※				○※		※0.5ha以上(集合住宅を含む)の場合		
許可要件による担当所管課				○※				○※	※担当所管課の意見書を必要とする場合	
都市計画課		◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2		
提出部数		◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	◎X+○YY	条件により部数が変化します	
		◎7+○17	◎7+○17	◎8+○18	◎5+○12	◎7+○18	◎7+○17	◎8+○18	※印を全て含む場合	

※1 開発計画事前審査願の添付図書 イ)開発計画説明書 **ロ)設計説明書** ハ)法第34条各号に該当する図書 **ニ)現況写真** ホ)土地の登記事項証明書等
 ヘ)位置図 ト)付近見取図 チ)現況図 リ)土地利用計画平面図 ヌ)造成計画平面図 ル)給・排水計画平面図
 ヲ)字限図(公図) ワ)その他必要図(縦断図、横断図、構造図、建築図面等)

※2 ◎(詳細版)の開発計画事前審査願には上記添付図書の全ての書類を添付。
 ○(簡易版)の開発計画事前審査願には上記添付図書のうち、斜体字の書類のみを添付。

※3 代理者によって申請される場合にあつては、委任状が必要となります。